

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

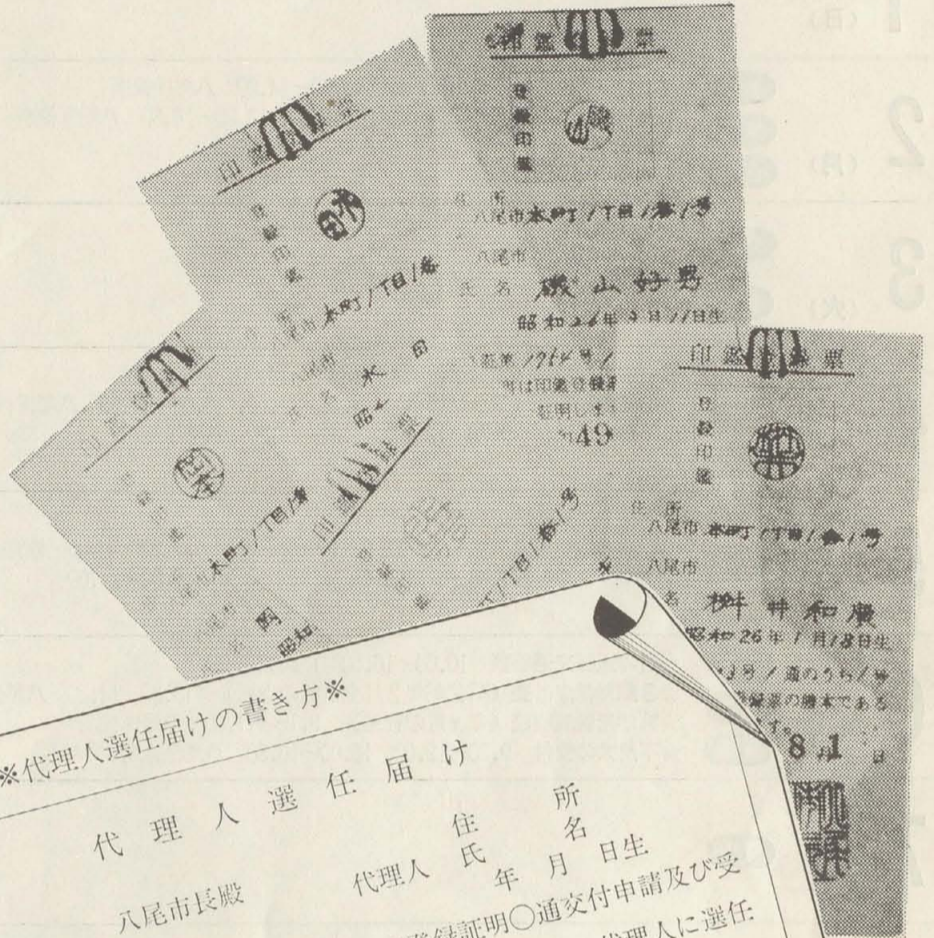
市の動き

代理人による 印鑑登録などには 「代理人選任届け」を ご利用ください

本人以外の人(代理人)が印鑑登録届け、印鑑登録証明書交付申請、印鑑登録廃止届けをする場合、これまでは委任状が必要でしたが、8月1日から新しく代理人選任届けでもよいことになりました。

この「選任届け」には委任状と違って収入印紙をはる必要がありません。

代理人による印鑑登録届けなどには、右記の書式による代理人選任届けをご利用ください。(委任者の氏名は本人が署名し登録印鑑を押印してください)



※代理人選任届けの書き方※

代 理 人 選 任 届 け

八尾市長殿 代理人 氏名 住所 年月 日生

私にかかる(印鑑登録届け、印鑑登録証明○通交付申請及び受領、印鑑登録廃止届け)につき、上記の者を私の代理人に選任しその権限を委任したのでお届けします。

昭和 年 月 日 所 名 印

委任者 氏 住 所 名 印

※委任者の氏名は本人が署名し登録印鑑を押印してください

証明の受付

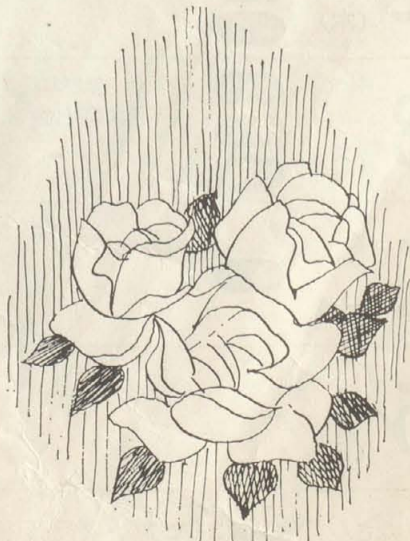


前立腺肥大症に凍結手術を

市立病院からのお知らせ

老人(男性)特有の病気に前立腺肥大症があります。膀胱の出口にある前立腺(精液をつくる臓器)がだんだん肥大して尿道を圧迫し、尿が出にくくなる病気です。
この治療には、開腹して大きくなった前立腺を手術的に取り除く「根治手術」が最もよく、現在では広くこの方法がとられています。しかし、心臓の悪い人、血圧の高い人、糖尿病、腎臓病、肝臓病などの合併症を持っている人、病弱な人、あるいは高齢で手術にたえられない人にはこの手術ができません。そこで、やむをえず導尿管カテーテル(ゴム製の細長い管)を尿道に留置したまま、1週間~10日ごとに新しいものと取り換えるため

通院したり、往診を受けている人が多くいます。市立病院では、このような日常生活に不便をかこっておられるお年寄りの治療のため、最近、新しい器械を購入し、「根治手術」とは別に「凍結手術」を行っています。
この手術は、肥大した前立腺のうち、尿の通る部分だけを局所的に凍結破壊させ、尿を出やすくするもので、
1.手術が大変簡単なので高齢者、病弱者でも手術にたえることができる
2.きずのなおりがはやく、きずあとを残しにくい
3.痛みがほとんどないので簡単な麻酔、あるいは麻酔なしでも手術ができる
4.術中、術後の出血が極めて少ない
5.根治不能なガンにも効果がある
6.入院期間は約3週間、手術時間は正味5分位という利点があり、主として根治手術にたえられない患者さんに適用し、いい結果をえています。
根治手術が不可能な方、尿が出なくて苦しい思いをしたり、不便な生活をおくっておられる方、一度、市立病院泌尿器科にご相談ください。



やお市政だより

第510号

2

昭和49年8月5日

市の行事

8/11 (日)		
12 (月)	教育 ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 家児 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 法律	
13 (火)	交通 青少	
14 (水)	結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 家児 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 教育 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所	
15 (木)	家児 ☆終戦記念日 法律 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター 職業 ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / 青少	
16 (金)	家児 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 教育 ☆3歳児健康診査(昭和46年2月生まれの女児) 13.00~14.30 八尾保健所 身障 ☆乳幼児健康相談(6ヵ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所	
17 (土)	青少	
18 (日)	結婚 心配	
19 (月)	教育 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 家児 ☆ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所 心配	
20 (火)	交通 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 青少	
21 (水)	人権 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 教育 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所	
22 (木)	家児 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター 法律 ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / 青少	
23 (金)	家児 ☆乳幼児健康相談(1年6ヵ月の幼児) 9.15~11.00 八尾保健所 教育 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 身障	
24 (土)	青少	
25 (日)		

《人の動き》

(49年6月現在)

総数 245,347(+538)
 男 123,226(+347)
 女 122,121(+191)
 世帯数 75,208(+230)
 ()内は前月からの増減です



《俳句》

せがまれて
 岩蟹捕りの
 カンを掲げ
 岩城 美智子

《夏の防犯運動を実施》

八尾警察、防犯協会は8月20日まで夏の防犯運動を実施しますが市民のみなさんも次のことがらなどを地域ぐるみで行い、犯罪のない明るい町をつくりましょう。

☆錠前、金具、扉などを点検しこわれている部分はとり替えましょう

☆外出する時は隣り近所に声をかけましょう

☆防犯灯を点検しましょう

☆夜道の一人歩きはやめましょう

☆スリやひったくりの被害にかけられないようにお金は肌身につけて持ちましょう

その他不審な者、暴力行為を見られた場合は、110番か、八尾警察(電92-1234)まですぐに連絡しましょう。

《着物着付け教室を開設》

市立婦人会館は次のとおり着物着付け教室を開きます。

☆とき 9月から4ヵ月間、毎週月曜日午前10時~午後3時

☆ところ 市立婦人会館(本町3-10-10)

☆費用 月1,500円(講師謝礼)

☆申し込み 婦人会館(電22-6185、夜間電41-6839)まで。定員70名になり次第締め切ります。

《曙川北土地の保留地を競争入札》

曙川北土地区画整理事業施行区域内の保留地7物件の一般競争入札を次のとおり行います。

☆申し込み 所定の用紙(8月14日から16日まで区画整理課で交付)で8月21日、22日の午前9時15分から午後4時45分までに区画整理課まで

☆入札 8月26日、午前9時30分から同課で(各物件ごとに時間を指定します)

その他くわしくは同課(電91-3881 内線422)まで。

《市外通話はダイヤル通話で》

ダイヤル市外通話を上手にお使いください。100番通話よりずっと割安です。

例えば2分間通話された場合、下表のようにダイヤル市外通話が割安となります。

種別	ダイヤル通話	100番通話
通話先		
仙台・鹿児島	280円	420円
東京・福岡	210円	318円
名古屋・岡山	105円	162円

また、60kmを越える地域はダイヤル市外通話にも夜間割引(午後8時~翌朝7時)がありますのでご利用ください。

《職業訓練生募集》

府下の職業訓練校では次のとおり職業訓練生を募集しています。

☆訓練科目 機械、塗装、電子機器、溶接、自動車整備等21職種
 ☆訓練期間 1年または6ヵ月(夜間の科目もあり)

☆応募資格 学歴不問(科目により高卒程度)

☆申込締め切り 9月5日
 申し込み、お問い合わせはもよりの職業安定所、訓練校(松原、堺、守口、東淀川、夕陽丘女子、大阪身障)または府職業訓練課(電941-2553)まで。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 **更生** = 更生相談 いずれも10時~16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 **法律** = 法律相談(当日予約制) **行政** = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時~ 教育相談室で

職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

人権 = 人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室で

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

やお市政だより

第510号

3

昭和49年8月5日

お知らせ

保健のこと

■胃の集団検診の受付を行っています

電 91-3881 内線360

市では胃の集団検診(10月末までに実施する分)の希望者を受け付けています。

胃ガンの早期発見のため、この期間をおおいに利用ください。

☆対象 30歳以上の市民

☆費用 1人400円

☆ところ 八尾保健所

☆申し込み 市衛生課、各出張所に備えつけの用紙に必要事項を記入して市衛生課まで(定員450名になりしだい締め切ります)。なお、町会など団体(50-60名)で申し込まれる場合は、市衛生課までおこしください。

■種痘の接種を行います

電 91-3881 内線360

この春、第1期種痘の接種を受けられなかった人および生後24カ月を過ぎて一度も受けておられない人を対象に次のとおり種痘の接種を行います。

☆該当者 ①昭和47年10月25日から昭和48年11月30日までに生まれた人

②昭和47年10月25日以前に生まれ、12歳以下(小学校6年生以下)の人で一度も種痘を受けていない人

☆実施期日 ①の人…▷10月25日接種、11月1日判定 ▷11月12日接種、11月19日判定 時間は午後2時-3時30分

②の人…9月10日-11月26日の毎週火曜日 午後1時

☆費用 ①の人…無料 ②の人…1,000円

☆申し込み 申込用紙(衛生課、各出張所窓口で交付)に必要事項を記入のうえ、8月31日までに衛生課まで。郵送の場合は衛生課あてに申込用紙を封書で。ただし各出張所、電話では受け付けません。

なお、申し込みをされた人に対し、後日接種日、会場を指定して通知しますが、申し込みをされていない人は、当日会場にこられても受け付けません。

市営住宅のこと

■市営萱振住宅の空き屋入居者を募集しています

電 91-3881 内線384

市では緑ヶ丘1丁目の市営萱振住宅の空き屋入居者を次のとおり募集します。

☆戸数 第1種3K木造平屋建て1戸

☆家賃 月額1,400円(敷金3カ月分)

☆申込用紙の交付 8月13日(火)-14日(水) 午前10時-午後5時 市民ホール1階ロビーで

☆申込受付 8月21日(水)-22日(木) 午前10時-午後5時 市民ホールで

☆抽選 8月24日(土) 午前10時

資格、収入基準、提出書類などくわしくは建築課までお問い合わせください。

老人のこと

■敬老金受給の申請を受け付けています

電 91-3881 内線279

今年も敬老月間(9月)を間近にひかえ、市は敬老金受給の申請を受け付けています。

☆受給資格 今年9月1日現在で77歳以上(明治30年9月1日以前に生まれた人)の方で、市内に居住し、住民登録をしている人

☆給付額(年額) 77歳-87歳 3,000円 88歳-98歳 5,000円 99歳以上 10,000円

☆申請 8月15日までに申請用紙(社会課各出張所で交付)に必要事項記入捺印のうえ、社会福祉会館内社会課またはもよりの出張所まで。ただし社会課では8月31日まで受け付けます。

なお、この敬老金は本人または扶養義務者などから申請がない時は、受給を辞退されたものとして扱いますのでご注意ください。

支給日、場所などについては後日申請者に連絡します。

道路のこと

■私道舗装の半額助成申請を受け付けます

電 91-3881 内線376

市では私道舗装の半額助成申請を次のとおり受け付けます。

☆受付期間 8月15日-10月15日

☆舗装助成する私道の条件 ①現に一般交通の用に供していること

②両端が公道に接続していること

③幅員が1.8m以上とし、利用戸数が10戸以上あること

④築造後3カ年以上経過していること

⑤排水設備が整備されていること

⑥通学通園路に指定されていないこと

☆申請できる人 助成を受けようとする私道に面して居住している人、私道の権利者、または私道に接している土地の権利者

なお、申請者には1路線において2人以上申請人のある場合は町会長、または申請人のうちから選ばれた人がなれます。

その他くわしくは道路課まで。

■道路は正しく使いましょう

電 06-932-1421

8月は道路を守る月間です。みんなの道路を美しくするために紙くずやゴミを捨てたり照明灯の柱や街路樹にはり紙をするのはやめましょう。

また、より広く使うために歩道や道端を商品の置き場所や作業場にしたたり、道路に自転車や単車を並べる事はやめましょう。

道路を使う場合は道路管理者の承認や占用許可などが必要ですので、必ず次の道路管理者に届けてください。

国道は大阪国道工務事務所(大阪市城東区今福西)か南大阪維持出張所(堺市出島浜通り)です。市道は市道路課です。

講座のこと

■文学教室講座生を追加募集しています

電 23-4115

労働会館分館では、毎週木曜日午後6時から開いている文学教室の講座生を追加募集しています。

☆申し込み 受講希望者は印鑑持参のうえ労働会館分館(近鉄バス植松か太子堂下車すぐ)まで。追加人員は50名です。

なお、8月15日には黒田大阪府知事を迎えて「大阪の文化を考える」と題する講演を予定しています。

〈日程〉8月8日「文化とは何か」小野十三郎氏(詩人) 15日「大阪の文化を考える」黒田一氏(知事) 22日「川端康成の雪国一伝統とは何か」榊原美文氏(帝塚山大教授) 29日「夏目漱石の作品研究」玉井敬之氏(帝塚山女子短大助教授) 9月5日「外村繁論」中野恵海氏(相愛大教授) 12日「神話と歴史教育」門脇禎二氏(奈良女子大教授) 19日 未定 26日 吉田孝次郎氏(大阪外大教授) 10月3日「私の文学を語る」三木卓氏(作家) 17日「万葉のこころ」犬養孝氏(阪大名誉教授)

医療のこと

■特定・指定疾患に医療費の援助を行っています

電 22-0661 (八尾保健所)

電 941-0351 (府保健予防課)

府は次の病気に、医療費の援助を行っています。

☆病名 ()内は実施時期

▷特定疾患-スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症、再生不良貧血(以上昭和49年4月-50年3月) サルコイドーシス、特発性血小板減少性紫斑病、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎(以上昭和49年10月-50年3月)

▷指定疾患-結節性動脈周囲炎、大動脈症候群、蛋白喪失性腸炎、肺線維症、悪性腎硬化症、ウイルス動脈閉塞症、ウェジナー肉芽腫症、血友病(18歳以上)(以上昭和49年4月-50年3月) 天疱瘡、潰瘍性大腸炎(以上昭和49年7月-50年3月) 筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎(以上昭和49年4月-9月) サルコイドーシス、特発性血小板減少性紫斑病(以上昭和49年7月-9月)

☆対象 次のいずれにも該当する人

①府内に住んでいる人

②他の制度で医療費の給付を受けていない人

③国民健康保険の被保険者または各種社会保険の被扶養者

☆給付 ▷特定疾患-医療費の自己負担分の全額援助 ▷指定疾患-入院診療実日数15日以上の場合は月額20,000円、入院診療実日数15日未満かつ通院の場合は月額5,000円。

☆申請 ▷特定疾患-申請用紙(八尾保健

所にあります)に必要事項を記入のうえ、健康保険証と診断書を添えて八尾保健所まで。▷指定疾患-申請用紙(各病院にあります)に必要事項を記入して府庁(大阪市東区大手前-町)まで。郵送でもけっこうです。

その他くわしくは、府保健予防課または八尾保健所まで。

監査のこと

■労働会館、労働会館分館、養護老人ホームの監査を行いました

電 91-3881 内線526

このほど労働会館、同分館、養護老人ホームの監査を行いました。

今回の監査は昭和45年度から昭和48年12月までの事務が関係法令にしたがって適正にかつ効率的に行われているかどうかについて行ったものです。

〈労働会館〉1、使用料原簿および金銭出納帳ならびに収入済通知書について-使用料の収納は適正に行われていました。使用料の払い込みについては、財務規則の規定による処理をするよう注意しました。

2、使用許可申請書綴について-整理状況については、おおむね適正に整理されていましたが、とくに、次の事項について注意を促しました。①申請年月日および氏名等の記入もれのもの、②結婚式の控え室を使用するときは、本市会館条例施行規則の規定による事務処理をするよう注意を促しました。

〈労働会館分館〉1、使用料原簿および金銭出納帳ならびに収入済通知書について-使用料の収納は適正に行われていました。今後も財務規則の規定による事務処理に努めるよう促しました。

2、使用許可申請書綴について-整理状況についてはおおむね適正に整理されていましたが、とくに、次の事項について注意を促しました。①申請者の印鑑押印もれ等のもの

〈養護老人ホーム〉1、老人保護措置精算請求書および措置費請求領収簿ならびに収入済通知書について-請求金額は適正に収納されてきました。なお、担当課の控えの帳簿において年月日および金額の記入もれがありましたので正確に記入するよう注意しました。

2、契約書関係綴について-契約書綴と伺い書綴は別々に整理されてきましたので、一冊にまとめ事務効率の向上に努めるよう促しました。

〈共通事項〉1、予算執行事務について-各施設とも執行事務はおおむね適正に行われていました。なお、養護老人ホームにおいて事務処理規程に留意するものがありましたので注意を促しました。

2、備品台帳の整理および備品の管理について-台帳の整理はおおむね適正であり、備品との照合においても、現品と一致し適正に管理されてきました。なお、一部使用されていないものと思われるものがありましたので整理するよう促しました。

3、施設の管理状況について-各施設とも清掃等が行き届いており、管理状況もおおむね良好であると認めました。



やお市政だより

第510号

4

昭和49年8月5日

市の話題

●きぼうの広場でチビッ子夏祭り



府道八尾表町線の「きぼうの広場」で21日、チビッ子夏祭りが盛大に行われました。

ことし4月から毎月第3日曜日にこの広場が歩行者天国として開放されて以来、たくさんの子供たちでにぎわっています。この日は地元の小学6年生約20人がミコシ1台をかつぎ、タイコ3台を約20人のチビッ子たちが元気よく引っぱりました。

また、市立老人福祉センターの「八老劇団」の団員さん30人もそろいのハッピー、ハチマキ姿で特別参加、チビッ子に負けじとミコシかつぎに汗を流しました。

●八尾こぼと会が久宝寺緑地プールで楽しいひととき

知恵おくれの子供を持つ親で組織している「八尾こぼと会」は、26日、府営久宝寺緑地プールで楽しいひとときを過ごしました。

これは家の中に閉じこもって閉鎖的になりがちな子供達にのびのびとした開放感を与えようと行われたものです。

子供達はお母さんや指導員と一緒にプールで泳いだり、プールサイドでスイカ割りをして楽しみました。

最初は親が付きっきりだった子供も、水になれるにしたがってキヤーキヤーと言いつつ友達とはしゃぎ回っていました。



●市民ホールでチャリティのみの市

チャリティのみの市実行委員会主催の「チャリティのみの市」が23日午前10時から市民ホールで開かれました。

これは物を大切にしようとする意識の高揚と市民の善意運動を盛り上げようと、市民から家庭で眠っている未使用の贈答品、おもちゃ、調度品などの品物を無料で提供してもらい、それを廉価で買い上げてもらおうというものです。

開場と同時に多くの市民がつかかけ、またたく間に全部(1,000点)が売り切れるという好評ぶり。

売上金全額 297,140円と寄付金45,100円は市善意銀行に預託されました。



●太田新町町会が太田公民館でバザー展

太田新町町会は八尾商工会議所の後援で28日、太田公民館でバザー展を開きました。

このバザー展には、洗剤、衣類、台所用品、日用品など町会の各家庭から持ち寄った500点と、市内企業が原価提供した700点の計1200点の品物が出されました。

この日、午前10時の開場前から多くの市民がつかかけましたが、バザー展では台所用品や衣類に人気が集まっていました。中には夫婦づれで仲よく買い物する人もおり、人気は上々でした。

なお、収益金は町会の環境整備に使われます。



しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑧

■解放会館その1

今回からは部落解放のために、解放会館が「どのようにとりにくんでいるか」について述べていきたいと思います。

先にも述べましたように、戦後全国的に部落解放運動が盛りあがる中で、昭和33年に部落解放同盟西郡支部が結成され、解放へのとりくみが進みました。昭和35年に西郡地区住民に対する差別暴力事件が発生し、そのとりくみの中で差別の根源が部落の劣悪な生活環境が改善されずに放置され、これが差別意識を助長していること、すなわち、部落の完全解放のための積極的な行政が欠けていたことに対する地区住民の自覚が急速に高まり、環境改善や教育・産業の要求が出される中で、〈部落解放のための拠点〉としての隣保館設置の要求が出されました。

そして部落解放同盟は差別市政撤廃に関する請願書を市議会に提出し、部落解放への行政施策の実施要求運動が進められました。市においても、昭和36年に八尾市同和地区改善協議会が設置され、環境改善諸事業を進める

ことになりました。

ついで、昭和37年には「同和地区及び近隣の市民を対象として、生活の指導、教養及び福祉厚生に関する諸事業を総合的に行い、もって市民の生活の改善及び向上をはかる(八尾市立隣保館条例第2条)」ことを目的として桂隣保館が建設されました。

安中地区においても、昭和40年に部落解放同盟安中支部が結成され、部落の完全解放にたちあがり解放運動が高まりました。そして部落解放の一環として、昭和42年に安中隣保館が開設されました。

隣保館では、その目的を達成するために、

1. 社会事情の調査及び研究に関すること
2. 市民の教養及び厚生指導に関すること
3. 経済指導、保健指導及び相談指導に関すること
4. 児童福祉及び授産に関すること
5. その他市長が必要と認めること。

(八尾市立隣保館条例第3条)

等の事業を行うことになりました。

当時、隣保館は主として地区の福祉施設として、地区及び近隣住宅の生活指導、教養及

び福祉厚生に関する諸行事を行って一定の成果をおさめてきました。

昭和40年8月に同和対策審議会答申が出され、昭和44年7月同和対策特別措置法が公布され、部落解放運動が全国的に高まり、行政も部落解放に力を入れるようになってくる中で、地区における隣保館は、単なる社会福祉行政の場にとどまっていたのは、地区住民の要請に応え、完全解放をなしとげられないとして、総合的社会福祉・保健・教育活動の拠点として行政と地元を結ぶパイプ的諸機能を果たすとともに、直接の実践活動の場として、また、地区における部落の完全解放を保障する拠点として位置づけられるようになりました。

昭和48年4月に、桂・安中両隣保館を解放会館と改称し、新たに八尾市立解放会館条例が施行されました。その第2条解放会館の事業目的は「基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的・文化的・経済的生活の向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資することを目的とする」と明記されています。そして、この目的を達成するために会館

が行う事業として

1. 同和問題の調査、研究及び啓蒙に関すること。
2. 地区住民の各種講習、講座、相談及び指導に関すること。
3. 地区住民の自主的、組織的活動の促進に関すること。
4. 地区住民並びに関係機関及び団体との総合調整に関すること。
5. その他、前条の目的を達成するために必要な事業 (第3条)

となっています。これは解放会館のあるべき方向を明らかにしたものであり、解放会館は住民の解放意欲を高め、住民の諸要求を正しくほりおこすとともに、これを行政施策の上に反映させ、適確で有効な部落の完全解放をめざした行政を推進していくための実践と総合調整の場になったのであります。

市民の皆さん、解放会館に対する理解を深め、一日も早く部落を完全解放し、差別のない明るい八尾市を築こうではありませんか。